

聖母のさゆり保育園 重要事項の説明確認書

1. 施設の目的及び運営方針

聖母のさゆり保育園は、社会福祉法人平和と善によって運営され、キリスト教の精神に基づき、地域で福祉サービスを必要とする乳幼児、児童の保育と教育にあたり、心身の発達を助長することを目的とする。

本園では児童一人ひとりの人格を大切に、常に園児の人権が守られるよう保育を行い、保護者の国籍、信条、宗教、社会的地位、入所条件などによって差別することはない。

2. 保育内容

* 保育内容については保育目標を立て、児童の年齢、発達に応じてこれを分け、個々の成長を捉えながら保育計画を立案し、日々の保育を実施する。

* 給食、保健衛生、健康管理等についても計画を立て、児童の生活を活気あるものにする。

- * 日課
- | | |
|-------|--|
| 7:30 | 開所 |
| 8:30 | 登園・朝の挨拶・お祈り
モンテッソーリ教具等による自由選択活動
年齢別一斉活動（健康体操・和太鼓・ピアノ等） |
| 11:30 | 手洗い・昼食準備・昼食 |
| 12:30 | 午睡（4歳児は順次無くしていく） |
| 15:00 | 午睡後の片付け・おやつ・絵本読み・自由遊び等 |
| 16:30 | 順次降園 |
| 19:30 | 閉所 |

*年間行事

月	行事内容	月	行事内容
4月	イースターエッグ探し(3月の場合有)	10月	プレイデー(運動会)・3歳児遠足
5月	子どもの日の集い・マリア祭・4・5歳児遠足	11月	七五三の集い
6月	父母の会	12月	クリスマス会
7月	七夕・さゆり夏祭り	1月	子ども新年会
8月	夏期混合保育期間	2月	節分会・音楽会
9月	桔梗の会(敬老の日)・幼児バス遠足	3月	ひな祭り集会・卒園式・進級式

3. 職員（職種・定員・職務内容）

* 東京都の職員配置基準は、施設長1名 * 主任保育士1名 * 保育士9名 * 調理員2名 * 嘱託医1名

* この他足立区扶助要綱等に定める基準により、入所児童の状況から、常勤・非常勤職員を配置する。

* 職員の勤務条件、勤務内容は園就業規則による。

4. 開園日・休園日・開園(保育)時間

* 開園日・・・以下の休園日を除いて常時開園している。

* 休園日は次の通りとする。（1）日曜日および国民の祝日 （2）12月29日から1月3日まで
但し児童、または児童の保護者、同居家族に法定伝染病が発生し、他の児童に感染の恐れがあると認めるときは、保健所の指導により休園を命じることがある。

* 開所時間・・・午前7時30分～午後7時30分まで

上記開所時間のうち、午後6時30分～午後7時30分までは、園の自主事業の延長保育となり、保護者が申請書を提出し、園長が受理したのち、園と保護者の契約により行う。

5. 延長保育料とその他の徴収について

保育標準時間認定(7時30分から18時30分の11時間)の場合

- ・月極め・・・5000円 前月 27 日までに現金で納金する。
- ・日極め・・・18時30分から19時→300円、19時から19時30分+300円 合計600円
万が一19時30分以降になる場合は、追加分の延長費用30分につき+500円

保育短時間認定(8時30分から16時30分の8時間)の場合

- ・8時30分前の登園は500円
- ・16時30分から17時30分→500円、17時30分から18時30分+500円 合計1000円
- ・18時30分以降は上記保育標準時間認定者と同じ。

- * 月の途中で認定の変更があった場合の料金は変更のあった月の1日付の区の認定による料金が適応される。
- * 全園児通園リュック、3歳児以上は、スモック・帽子・体操着上下・ルームシューズを使用している。購入希望者は取り扱い業者から直接購入する。

6. 施設の認可定員

74名 (内訳: 1歳児→14名 2歳児→15名 3歳児以上→45名)

7. 利用開始と終了・留意事項について

本園の入所児童は、区が保育所入所を承諾した児童である。但し、定員に余裕があり、収容面積と規定の職員定員を満たす場合には、私的契約児を入園させ、また家庭の事情と必要に応じ、暫定的に定員を超えて保育することがある。

次に該当したときには退所させることがある。

- * 児童福祉法第24条により、入所要件が解消し、区が保育実施を解除したとき。
- * 私的契約児で、理由なく保育料を2ヶ月以上滞納したとき。
- * その他、区と協議の上適当と認められたとき。
- * 利用にあたっての留意事項
児童が欠席する場合には、保護者は口頭、1週間以上続けて欠席する場合は文書による欠席届を提出する事。

8. 緊急時等における対応方法

- * 緊急時には非常通報装置学校 110 番と 119 番通報を原則とし、必要な場合は関係する保護者への連絡や全保護者への連絡(らくらく連絡網、園内外への掲示等)をする。
- * 怪我や体調不良等で病院に搬送する場合は、事前に保護者の承諾を得ることを基本とするが、連絡が取れない場合は子どもの利益を最優先に、園の判断で搬送することがある。

9. 非常災害対策

園長及び防火・防災管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置についてあらかじめ対策を立て、少なくとも月一回以上の防災訓練を行なう。また地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努める。

10. 虐待防止のための措置に関する事項

当園は足立区要保護児童対策地域協議会(子どもを見守るネットワーク)に参加している。関係機関と情報を共有し、区及び児童相談所が定期的な情報提供を求める場合、おおむね1ヶ月に1回、出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由を提供する。

11. その他保育施設の運営に関する重要事項

法人は、個人情報取得する場合には、事前に利用目的及び提供の有無を明確にし、本人の同意を得た上で、目的の範囲内において適切に利用し、目的外利用を行わないための措置を講じる。(「個人情報保護方針」より抜粋)

12. 雑則

この規則を改正、撤廃するときは、社会福祉法人平和と善の理事会の議決を経るものとする。

13. 所在地

〒120-0003 東京都足立区東和四丁目10番9号 TEL 03(3620)5309

以上の内容について本書面により、聖母のさゆり保育園に関する重要事項について利用者に説明しました。

年 月 日 聖母のさゆり保育園園長 福田綾子

以上の内容について本書面により、聖母のさゆり保育園に関する重要事項について保育園から説明を受けました。

年 月 日 説明を受けた方のクラス名・氏名

印